

事務連絡
令和4年3月17日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

中央建設業審議会総会について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年3月14日に開催された中央建設業審議会総会において、議事次第（別添参照）のとおり、①建設工事標準請負契約約款の改正、②JV準則・適正化指針の改正（復旧・復興JVの位置付け等）、③経営事項審査の改正が審議されました。

このうち建設工事標準請負契約約款の改正では、災害復旧工事中における損害発生時の受注者負担（請負代金額の1/100）の撤廃が了承され、近く中央建設業審議会により勧告される予定となっています。

また、経営事項審査の改正では、担い手の育成・確保、災害対応力の強化及び環境への配慮の推進を図るため、CCUSの導入状況やワークライフバランスに関する取組状況の追加等を行う改正案が示されました。この経営事項審査の改正については、パブリック・コメント（意見募集）を経て、本年6月に公布、来年1月に施行される予定となっています。

つきましては、会議資料及び業界紙記事を送付しますので、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・中央建設業審議会総会資料一式
- ・業界紙記事

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp